

民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者責任)に係る判例(1)

■積雪による隣家家屋の倒壊・死亡事故

相当な積雪があったにもかかわらず、家屋所有者が除雪や雪崩防止施設設置など、適切な雪崩防止策を講じなかったため、2階建て家屋の屋根の積雪が崩落。

屋根の積雪崩落により隣家の柱が倒壊し、就寝していた次男が圧死、家財も損壊した事故で、家屋所有者の「工作物の設置と保存の瑕疵」が認められた判例（金沢地方裁判所／昭和32年3月11日）

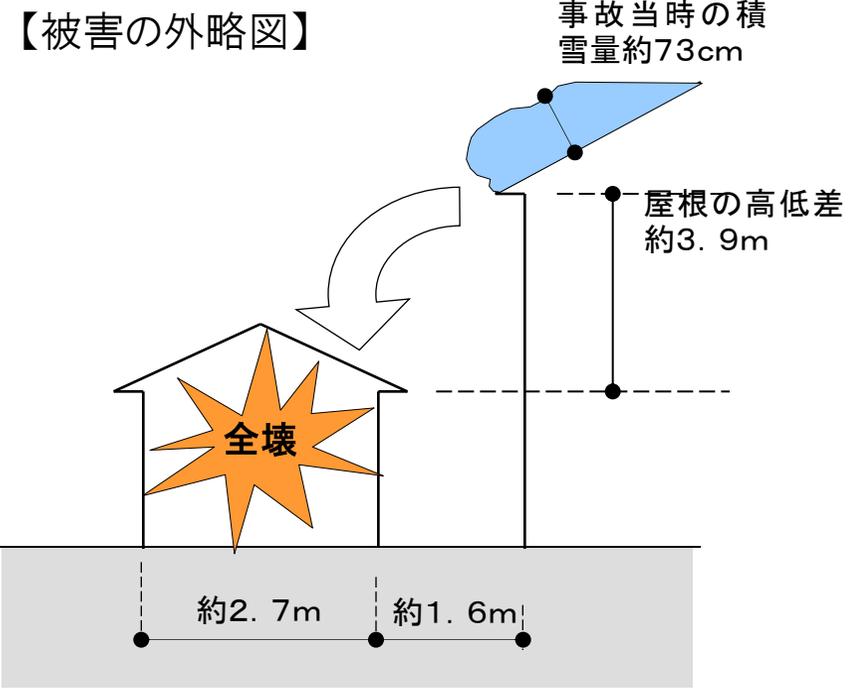
■裁判所の判断の要旨

- ・雪の崩落防止の最も適切な措置は屋上の除雪である。
- ・家屋所有者は 隣接家屋（平屋）が近接していることを熟知し、かつ屋根に約73cmの積雪があるにもかかわらず除雪をしなかった。
- ・雪止め瓦一回分を2段に葺き、雪止め用丸太も八番鉄線で屋根に取り付けた程度で雪崩防止は脆弱。
- ・除雪作業をしなかったこと及び雪崩防止施設が脆弱であったことは民法第717条の「工作物の設置と保存」に瑕疵があったことに該当する。

■認定された損害賠償内容(金額は昭和32年当時の認定額)

- ①建物の滅失による損害：約6万円
- ②家財等の動産の損壊による損害：約2万円
- ③死亡した子供の死亡逸失利益：約53万円
- ④慰謝料：約5万円
- ⑤葬式費用：約2万円

合計：約68万円 ※当時の大卒初任給：1.27万円/月



・家屋：木造平屋、延べ床面積約20㎡

民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者責任)に係る判例(2)

■石垣の崩落による隣家家屋の全壊事故

降雨※により地盤が緩み、石垣が崩壊し、隣接家屋が全壊 ※崩壊前2日間の降雨量：265mm

石垣の保存について通常有すべき安全性を欠いていたとして、石垣所有者の「工作物の保存の瑕疵」が認められた判例（広島地方裁判所／平成10年2月19日）

■裁判所の判断の要旨

- ・ 石垣設置に瑕疵があったと認めるに足りる証拠はない。
- ・ 石垣を全面的補修を行っていたら崩壊を防ぐことができた可能性があったが、実際には望ましい措置は何ら行われなかった。
- ・ 降雨量は数十年に一度はありうべき程度の降雨量であり、不可抗力にはあたらない
- ・ 石垣の保存について通常有すべき安全性を欠いていたと認められ、瑕疵によって事故が引き起こされたものと推認されるから、損害を賠償しなければならない

■認定された損害賠償内容・額

①建物の滅失による損害	： 約110万円
②動産の滅失又は紛失による損害	： 約 39万円
③家賃、引越し代	： 約 32万円
④慰謝料	： 約150万円
⑤弁護士費用	： 約 33万円
合計	： 約364万円

【被害の外略図】

